

千葉県県土整備部三者会議運用方針

1 目的

三者会議は、千葉県県土整備部発注の公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会し、事業目的、設計思想、設計条件等の確認や情報の共有、施工上の課題、新たな技術提案等に対する意見交換等を行う場として開催する。

2 対象工事

三者会議の対象工事は、別表1に掲げる工事とする。

なお、対象工事以外の工事であっても、工事発注後に施工者からの申し出があった場合は、協議のうえ、明らかに三者会議の必要性が乏しいと判断される場合を除き、開催することができるものとする。

ただし、建築工事はすべて適用外とする。

3 会議の構成

三者会議の構成は次のとおりとする。

①発注者：監督職員等（技術次長、主任監督員、監督員 等）

②設計者：当該工事に係る詳細設計等を実施したコンサルタント等
（管理技術者、照査技術者、担当技術者 等）

※設計・施工条件を説明できる者

③施工者：請負人（現場代理人、監理技術者（主任技術者）、担当者等）

なお、必要に応じて専門の工事業者等を参加させることができる。

4 施工者の対応

施工者は、建設工事請負契約書第19条の規定により、工事受注後、速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施するとともに、施工計画案の作成に際して疑問点、確認を要する事項等を整理し、会議の開催希望時期、照査結果及び疑問点を発注者に報告するものとする。

5 三者会議の開催

(1) 会議の開催時期

原則として、工事着手前（施工者が現場条件、設計照査を修了した時点を目途）に開催するものとする。

なお、現場条件の特殊性に応じ、複数回開催することができる。

(2) 会議の開催通知

発注者は、施工者から報告を受けた会議の開催希望時期を基本として、施工者、設計者に開催日時を連絡するものとする。

なお、発注者は、施工者から報告を受けた照査結果及び疑問点等の内容を確認し、あらかじめ設計者にその内容を伝えておくものとする。

(3) 会議の内容

①設計者から、設計業務の成果品により設計意図の説明を行う。

- ・設計思想、設計条件（コントロールポイント等）及び施工留意点の伝達
- ・施工者からの質問内容等に対する回答

②発注者から、施工上の留意事項等の説明を行う。

- ・事業目的及び工事全般に関する留意事項等の説明
- ・工事着手にあたっての協議調整状況や現地条件等の説明

③施工者から、設計図書の照査結果、疑問点及び提案等の説明を行う。

- ・現場条件に適した技術提案等の説明
- ・設計図書と現地状況との不適合等の説明

④会議における留意事項

- ・会議の参加者は、設計思想、設計条件及び施工上の留意点、設計図書と現地状況との不適合がないことを確認し、その記録を残すものとする。
- ・会議の記録は施工者が作成するものとする。
- ・三者会議で確認された事項で設計変更を要する場合は、発注者、施工者、設計者の三者で、その責任の範囲を明確にする。
- ・新技術やコスト縮減等に関する提案等があれば意見交換を行う。

(4) 会議の運営

会議の開催に関する調整及び事務は発注者が行う。

(5) 設計者に係る費用等

①三者会議の開催にかかる費用は発注者が負担する。

②会議に関する設計者に要する経費は主任技師及び技師（A）各0.5人／回を標準とし、旅費は実費を計上する。また、その他原価及び一般管理費等を土木設計業務等積算基準に基づき計上する。

③その他、三者会議で使用する追加資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を計上する。

6 その他

実施に当たっては、特記仕様書に別表2に示す内容を記載し、三者会議の対象工事であることを明確にすること。

また、対象工事以外の工事にあたっては、特記仕様書に別表 3 に示す内容を記載し、対象工事以外であっても実施可能であることを明確にすること。

付 則

この方針は、平成 21 年 8 月 3 日から施行する。

この方針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この方針は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1)

○重要構造物等を主体とする工事

(例)

- ・橋梁工を有する工事
- ・杭基礎を伴う工事
- ・軟弱地盤対策を伴う工事
- ・擁壁工、函渠工（応力計算有り）
- ・地すべり対策及び斜面对策を伴う工事
- ・堰堤や多自然工法を有する砂防工事
- ・樋門、堰や多自然工法を有する河川工事
- ・推進工法等による下水道工事

○技術的難易度の高い工種を有する工事

○複雑・規模の大きな仮設構造物を伴う工事

○新技術、新工法を採用している工事

○設計条件で不確定な要素を有する工事

○複雑な設計条件（地盤条件、水理条件、施工計画、景観、環境等）のある工事

○作業工程に制約の設計が行われている工事

○近傍の工事や調査との調整が必要な工事

○設計思想が重要である工事

○特に環境保全に配慮が必要な工事

○上記のほか、施工上の情報共有や意見交換等が必要な工事

(別表 2)

特記仕様書の記載例（対象工事）

第〇〇条 「三者会議」の実施

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」の実施対象工事である。

(別表 3)

特記仕様書の記載例（対象工事以外）

第〇〇条 「三者会議」の実施

三者会議は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行うものである。

本工事では、施工者から「三者会議」の開催の申し出があった場合、協議のうえ、明らかに三者会議の必要性が乏しいと判断される場合を除き、「三者会議」を開催するものとする。

施工者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。